

Insight Review

認定経営革新等支援機関(No.100623005401)

【発行元】ASAK浅岡会計事務所 ASAK佐々木不動産鑑定士事務所 ASAK社会保険労務士事務所

ASAK行政書士事務所 ASAK財産コンサルティング㈱ ASAKビジネスコンサルティング㈱

【発行日】 2020年11月1日

No.171

令和2年分年末調整における変更点

今年も年末調整の時期が迫ってきました。令和2年分では、所得税の改正に伴い、提出する申告書が増えるなど、これまでと一部異なっています。昨年から何が変わったのか、概要をまとめましたのでご確認ください。

◆ 給与所得控除の改正

平成30年度税制改正に より、給与所得控除額が 改正され、原則一律10万円 引き下げた上で、給与所得 控除額の上限が圧縮されて 195万円となっています。

給与等収入金額	給与所得控除額	
1,625,000円まで	550,000円	
1,625,001円から	収入金額×40%-100,000円	
1,800,001円から	収入金額×30%+80,000円	
3,600,001円から	収入金額×20%+440,000円	
6,600,001円から	収入金額×10%+1,100,000円	
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)	

◆ 所得金額調整控除の新設

給与所得控除額の上限が195万円となったことを受け、給与所得控除額が10万円を超えて減少することとなる年収850万円を超えるサラリーマンについて、以下のいずれかの要件に該当する場合には、改正前より10万円程度の減少で抑えられるように調整する「所得金額調整控除」が新設されました。

- ・本人、同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが、特別障害者に該当
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する

なお、年末調整時に「所得金額調整控除」を適用するためには、"所得金額 調整控除申告書"を提出しなければなりません。

◆ 基礎控除の改正

平成30年度税制改正により、 基礎控除額が改正され、原則 38万円から48万円に一律10万円 引き上げた上で、合計所得金額に 応じた控除額の制限が設けられ ました。なお、年末調整時に「基礎

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

控除」を適用するためには、"給与所得者の基礎控除申告書"の提出が必要です。

◆ 申告書の新様式

「所得金額調整控除申告書」や「給与所得者の基礎控除申告書」は、国税庁が作成した様式では、「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」として、「給与所得者の配偶者控除等申告書」と兼用する形で1枚にまとめられています。

◆ 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養親族等の合計所得金額要件も 一律10万円引き上げられました。右表では、年末調整時に影響する 主な区分を取り上げてご紹介します。

<u>CONTENTS</u>

令和2年分	
年末調整における変更点・・・・	' P.1
マイナポータルとは・・・・・・・・	• P.2
年末調整の資料の提出は	—
11月末までに!・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	' P.3
住宅ローン控除特例、	0
2年延長へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	' P4
税務手続きでの押印について、	
廃止の検討へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• _{P.4}
内部留保への課税、	
体力ある中小も対象へ?・・・・	'P5
11月度の税務スケジュール・・・	
	P.5

最新情報は

今月の名言録・・・

無料相談会実施中・・・

<u>ASAKのTwitter(ツイッター)</u>も ご利用ください!

随時更新しますのでフォローして下さい!







扶養親族等の区分	合計所得金額要件		
同一生計配偶者	48万円以下		
扶養親族	48万円以下		
配偶者特別控除対象者	48万円超 133万円以下		
勤労学生	75万円以下		

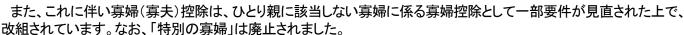
Insight Review

◆ ひとり親控除・寡婦(寡夫)控除の改正

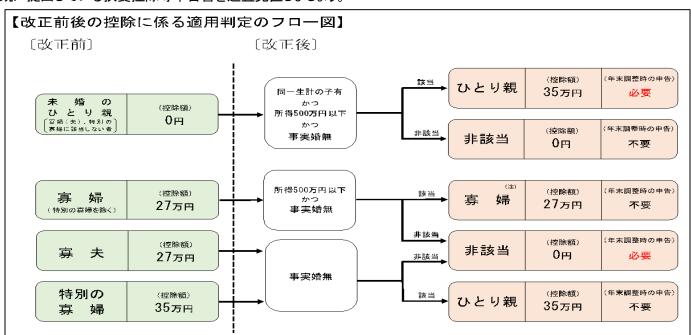
未婚のひとり親に配慮した「ひとり親控除」が令和2年度税制改正で新設されました。 ひとり親の主な要件は、次のとおりです。

現に未婚または配偶者が生死不明など一定の人のうち、次の要件すべてを満たしている人

- ① 生計を一にする子を有する
- ② 本人の合計所得金額500万円以下
- ③ 事実婚と認められる相手がいない



実務上は、以下の【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】などで年末調整時の申告が必要か否かを確認し、既に提出している扶養控除等申告書を適宜見直しましょう。



◆ 源泉徴収簿の様式改正

これまでご案内した改正に伴い、源泉徴収簿の様式も改正されていますので注意してください。また、ひとり親に該当する場合には、扶養区分欄に追加記載が必要となりますので、あわせてご注意ください。

◆ 年末調整手続きの電子化

年末調整関係書類のうち、これまで扶養控除等申告書など一定の申告書の電子化は認められていましたが、令和2年 10月1日以後に提出する、生命保険料控除、地震保険料控除、住宅借入金等特別控除に係る証明書等についても 電子化が可能となりました。

なお、電子データとして申告書等の提供を受けるには、予め所轄税務署長へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき 事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があり、従業員においては、マイナポータル への登録作業も必要となっており、今のところは、利便性よりも煩雑さの方が大きく、普及までには時間がかかりそうです。

参考:マイナポータルとは

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスで、下記のような子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。

- 1. 情報提供等記録表示(履歴)・・・情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取り記録が確認できる
- 2. 自己表示(あなたの情報)・・・行政機関などが持っている自分の特定個人情報が確認できる
- 4. 民間送達サービスとの連携・・・行政機関や民間企業等からのお知らせなどを送達サービスを活用して受取り可能
- 5. 子育てワンストップサービス・・・地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる
- 6. 公金決済サービス・・・・・・・・ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができる
- 7. 外部サイト連携・・・・・・・・・外部サイトを登録し、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になる

年末調整の資料の提出は11月末までに!

今年も、年末調整を行う時期となりました。

「年末調整」とは、給料の支払いを受ける一人一人について、

毎月(日)の給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額(年税額)を比べて、その過不足額を精算する手続きです。

所定の申告書への記載や証明書等をご用意いただきますようお願いいたします。

◆ 年末調整の対象者

年末調整は、会社などの給与の支払者が、その役員又は使用人に対する毎月の給与等から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税(以下、所得税)の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税との差額を精算するものです。 12月に行う年末調整の対象者は以下のとおりですが、非居住者は対象となりません。

- ・1年を通じて勤務している人
- ・年の中途で就職し年末まで勤務している人
- ・12月中に支給期の到来する給与の支払いを受けた後に退職した人
- ・上記のうち、次のいずれかに当てはまる人は除かれます
 - (1) 1年間に支払うべきことが確定した給与の総額が2,000万円を超える人
 - (2) 災害減免法の規定により、その年の給与に対する所得税の源泉徴収について、徴収猶予や還付を受けた人

◆ 必要な書類について

§. 全員ご準備をお願いいたします

§. 下記について、対象となる方はご準備をお願いいたします。

4	今年度に入社した人は、 前の会社の源泉徴収票		
	マイナンバーカード及び本人確認書類のコピー		
5	・過年度の年末調整の際にマイナンバーを提出しなかった方(ご本人、扶養親族の分) ・本年に入社された方(ご本人、扶養親族の分) ・本年に結婚や出産などにより扶養親族が増えた方(扶養親族の分)		
	住宅借入金控除のある方(2年目以降)		
6	・最初の年に税務署から届いている住宅借入金等特別控除申告書・銀行から届く年末借入金残高証明書		
	※ 令和2年中に住宅等を購入され、住宅借入金控除を初めて受ける方は、 確定申告 が必要となります。		

なお、各書類についての詳細な記入方法については、別紙「年末調整資料のお願い」にてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

Insight Review

住宅ローン控除特例、2年延長へ

財務・国土交通両省は、消費増税対策として導入した住宅ローン減税の特例措置について、適用対象となる入居期限を2年延長する方向で調整に入りました。新型コロナウイルスの感染拡大もあり、住宅販売のテコ入れが必要とみています。

また、政府内には50平方メートル以下の小規模な物件を優遇の対象に含めるよう求める意見もあり、今後与党と詰めることになります。

こうした案は、与党税制調査会が2021年度の税制改正に向けて 議論し、12月にまとめる与党税制改正大綱に盛り込まれます。

住宅ローン減税は、10年間にわたり住宅ローン額の1%を所得税から控除する仕組みで、2019年に消費税率を10%に引き上げた際に特例措置を導入し、2020年12月までに入居すれば、13年間の控除が受けられます。

13年間控除の特例延長を検討

4 本 10年
…住宅ローン年末残高の1%を控除

4 規後 10年 3年
(19年10月~20年12月までの) 入居に適用
・住宅ローン残高の1%
・建物購入価格×2%÷3年

21年9月末契約、22年末
入居までの延長を検討

(2020年10月27日 日本経済新聞より抜粋)

また、これとは別に、新型コロナを受け、今年9月末までの契約などを条件に、2021年末までの入居者に同じ特例を認める弾力化措置も設けています。

忍める弾力化措置も設けています。 | 今回は、こうした特例を延長し「2021年9月末までに契約、2022年末までに入居」の場合でも、控除の適用が受けられる

案を軸に調整する予定です。 消費増税時の特例を延長するのは異例ですが、政府内にはコロナ感染拡大を受け、住宅販売が今後低迷すると懸念する 声が強く、国交省と住宅業界は契約から入居まで一定の時間がかかるため、税制優遇の延長を要望しています。マンション など今年契約しても、入居は数年先になる物件も多いため、財務省も一定程度の延長は容認する方向で検討されている ようです。

また、住宅ローン減税は、住宅の床面積「50平方メートル以上」を要件としています。政府はこの面積要件も緩和し、より小さな物件でも対象に含める案を検討しています。これまでは家族で住むことが多い3LDKなどが適用されてきましたが、 夫婦のみで住むような小規模住宅の需要が増えるとして、国交省が要件緩和を求めています。

国税庁によると、2018年の住宅ローン控除の適用者は24万8千人、国交省が9月30日に発表した8月の新設住宅着工戸数は、前年同月比9. 1%減の6万9101戸となっており、住宅展示場の来場者が増えるなど持ち直しの兆しもあるようですが、着工戸数は14カ月連続の減少と厳しい状況が続いています。

税務手続きでの押印について、廃止の検討へ

行政手続きで「押印」が廃止される旨の報道がされています。税務申告等の手続きも例外ではなく、現時点では、一部を除き、所得税の申告等、法人税の申告等、消費税の申告等、相続税や贈与税等の申告等、その他届出など、基本的にはほとんどの税務申告等の手続ぎで、押印が不要となる方向で検討されているようです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークをはじめ、会社業務等で"非対面"が推奨されており、本年6月には、 契約書に押印がなくとも、原則、契約の効力に影響は生じないことなども示されています。

こうした中、税務申告等の手続きを含めた多くの行政手続きで、現行求められる押印を廃止する方向で検討が進んでいます。税務申告等の手続きの種類は多岐にわたりますが、税務申告等の手続きで押印を求める旨を定めた国税通則法第124条第2項の規定が見直され、原則ほとんどの手続きで押印が不要となる模様です。また、税理士が納税者に代わり所得税等の申告をした際の税理士の押印なども、廃止検討の狙上に上がり議論されるようです。

ただ、一部の税務申告等の手続きでは押印が残ります。現行では、各種納税猶予制度などの担保の提供があるケースや、相続税の申告で遺産分割協議書を提出する際などには、担保提供の承諾書や遺産分割協議書に押印した印鑑証明書の添付が求められています。こうした印鑑証明書の添付が求められる手続きにおいては、本人証明性の厳格さの観点等から押印が残る模様です。

納税者による税務申告書等への押印を廃止することによって、新たに求められる対応は特にないようで、この点は押印という手間が省けるだけの形になりそうです。これにより、押印がなくても、有効な税務申告書等として受付けられるます。また、所得税等の電子申告においては、現行では、本人性の担保としてマイナンバーカード等を利用した電子証明書を利用することが必要とされています。書面での押印が廃止されても、電子申告の場面ではこれまでどおり、電子証明書の取得が求められることが想定されますが、今後の動向には注視していきたいと思います。

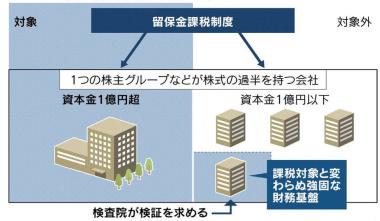
内部留保への課税、体力ある中小も対象へ?

オーナー企業などの内部留保への課税を免除する 制度を会計検査院が調べたところ、課税対象の企業 よりも経営体力のある会社が免除の対象に含まれて いることがわかってきました。

こうした企業は少なくとも400社あり、検査院は 「課税の公平性が保てない恐れがある」などとして 財務省に制度の検証を求めています。

利益(所得)から法人税などを除いた法人内部の 留保金に課税する「留保金課税制度」は、オーナー 一族など一つの株主グループが、株式の過半を 持つ資本金1億円超の企業を対象としています。

税率は10~20%で、利益を内部にため込み 税負担を不当に逃れるのを防ぐのが目的です。 一方、1億円以下の会社は、資金調達面への 留保金課税対象外の会社の中には財務基盤が 対象会社と変わらない会社も



(2020年10月14日 日本経済新聞より抜粋)

配慮など財務基盤の強化を図るため、2007年度の税制改正で制度の対象から外れています。

資本金が1億円以下で、少数の株主に支配されている会社のうち約1万6千社を検査院が抽出し、課税対象となっている会社と財務基盤などを比較しました。その結果、課税対象外でも、自己資本比率と純資産が課税対象の企業と 実質的に変わらないか、もしくはそれを上回る企業が約400社あったようです。

検査院は、財務基盤などの面から本来は課税対象になるべき中小企業が、資本金額など外形的な基準だけで対象外となり、実態と乖離(かいり)している可能性があると判断しています。約400社のうち約370社の2017年度の留保金に課税した場合、約315億円を徴収できるとも試算しています。

このような資本金額を基準とする現行制度については、「制度の安定性という観点でみると、分かりやすく、一定の有効性がありますが、資本金1億円以下の会社にも様々な違いはある」との指摘があります。今後は、本当に対象外とすべきかどうか、会社の本質をきちんと見極めるための方法を議論していく必要があるのではないかと課題が提起されています。

11月度の税務スケジュール

内容	期	限		
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限	11月10日(火)		
所得税の予定納税額の減額申請	申請期限	11月16日(月)		
9月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>		11月30日(月)		
所得税の予定納税額の納付(第2期分)				
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る 確定申告<消費税・地方消費税>				
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>				
3月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	申告期限			
消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の 3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>				
消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月 ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>				
特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付				
個人事業税の納付(第2期分)	納期限	11月30日(月)		

今月の名言録

理解と自覚

理解と自覚はまったく違う。理解というのは、ただわかったというだけであり、 自覚というのは、本当に自分の魂に受け入れたことなのである。

どうも多くの人々は、理解ということだけで、感謝したり、あるいは非常に大きな法悦と 感じたりするような馬驚鹿しいことを、大変価値のあるように考えている。

一番先に必要なことは、諸君の心の中に存在して、悩ませ、迷わせ、悶えさせている雑念、妄念、 というものを除き去らないかぎりは、どんなことを聞いても、わかったということが、 直ちにわかったということにならない。

自覚というのは結局、その雑念妄念を払い除けて、自分の知識の中に受け納めたものでなければならない。

まことに人生真理の自覚ということは、人生を不調和に陥れたり、または人生を破壊する兇悪な運命から、

そうすれば、病が起ころうと、どんな運命に見舞われようと、決して自分の心の強さというものを弱める気づかいはない。

魔の手を防ぐくろがねの楯のようなものである。

(「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所)



現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、 お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっていますので、 必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。

- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- 現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方など

何でも気軽にご相談ください!

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階 TEL:052-331-0135 • 0145 FAX:052-331-0167

https://asaoka-kaikei.com/

【四日市オフィス】 〒510-0105

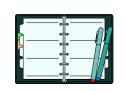
三重県四日市市楠町南川8-1

TEL: 059-397-8650 FAX: 059-397-8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士•行政書士 浅岡 和彦 不動産鑑定士 佐々木 勝己 松永 裕美





社会保険労務士